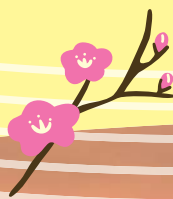


＼ 健保と年金 ＼

ほっと便



わかやま

串本町
鯛島の海霧

主な
内容

- P2 知っておきたい“資格喪失関係のQ&A”
” 退職時の厚生年金保険から国民年金への切替えと国民年金保険料の納付について
- P3 退職後の健康保険のご案内
- P4 協会費納入のお礼とお願い／社会保険クイズ



日本年金機構
からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

知っておきたい“資格喪失関係の Q & A”

Q

資格喪失届に記入する資格喪失年月日はいつになりますか？

A

資格喪失届に記入する資格喪失年月日は次のとおりです。届出の際には日付に誤りがないか確認をお願いいたします。

資格喪失事由	資格喪失年月日
退職・死亡による場合	退職日または死亡日の翌日
75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合	75歳の誕生日の当日

Q

被保険者が資格を喪失した月(資格喪失日が属する月)は保険料を納める必要がありますか？

A

資格を喪失した月(資格喪失日が属する月)の保険料は納める必要がありません。退職日の属する月ではないので注意が必要です。(例：3月31日付で退職した場合、資格喪失日は4月1日となり、3月分の保険料まで納めていただく必要があります。)

退職時の厚生年金保険から国民年金への切替えと国民年金保険料の納付について

事業主様におかれましては、従業員の方が退職する際に国民年金への切替えについて、下記のご案内をお願いいたします。

● 国民年金への変更手続き

厚生年金保険の被保険者(20歳以上60歳未満の方)が退職された後は、ご本人または世帯主がお住まいの市区町村の窓口で国民年金への加入手続きをしてください。また、退職された方の被扶養配偶者におかれましては、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更の手続きを行う必要があります。

● 国民年金保険料のお支払い方法

国民年金に加入(第1号被保険者への種別変更)すると毎月、国民年金保険料を納めていただく必要があります。国民年金保険料の納付方法には「納付書」でのお支払いのほか、納付の手間がかからず納め忘れを防ぐことができる「口座振替」「クレジットカード」でのお支払い方法があります。なお、まとめて前払いすると割引が適用されるのでおトクです。

● 国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方には、退職した年から翌々年6月まで利用することができる「特例免除制度」があります。

● 各お手続きには、年金手帳等が必要となりますので、詳しくはお住まいの市区町村の国民年金担当窓口、またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの選択肢があります。それぞれの健康保険で保険料が異なりますので、比較検討されたうえでお手続きください。なお、「国民健康保険」については、お住いの市区町村の国民健康保険担当課へ、「ご家族の健康保険」については、ご家族の勤務先へお問い合わせください。

	協会けんぽの任意継続
手続き先	・お住いの協会けんぽの都道府県支部
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に手続きすること
保険料	・保険料は、 在職時に控除されていた健康保険料を2倍した額 です 【保険料が2倍にならないケース】 ・保険料の上限額に該当する ・在職時と異なる協会けんぽの都道府県支部に加入する など

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。
 なお、窓口申請の場合であっても、**保険証は後日郵送でお送りします。**

協会けんぽより制度改正のご案内

令和4年1月1日から「任意継続被保険者」と「傷病手当金」に関する制度が改正されました。

① 任意継続被保険者

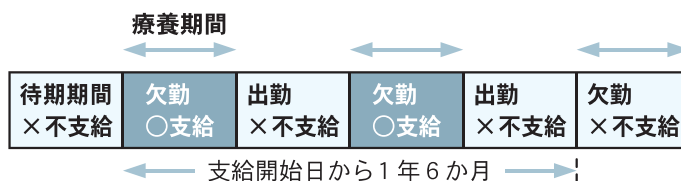
資格喪失事由に、「任意継続被保険者でなくなることを希望したとき」が追加されました。
 この申出を行うと、申出が受理された翌月1日に資格喪失します。

② 傷病手当金

同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、**支給開始日から「通算して1年6か月」**に変更されました。令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象です。

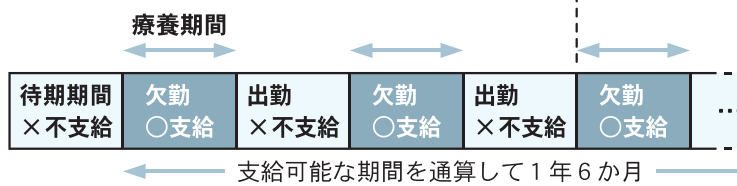
● 令和3年 12月31日まで

支給開始日から1年6か月支給



● 令和4年 1月1日から

支給可能な期間を通算して、
1年6か月に達するまで支給



協会費納入のお礼とお願い

令和3年度の社会保険協会費を納入いただきありがとうございました。当協会の各種事業は、納めていただいた会費（年会費）により運営されております。

まだ納入がお済みでない会員事業主様におかれましては、年度内（3月末まで）の納付にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 振込書が見当たらない場合は、再交付いたしますので、当協会までご連絡をお願いいたします。

一般財団法人 和歌山県社会保険協会 TEL：073-426-1555



社会保険クイズ

在職中の年金受給（在職老齢年金）に関するクイズです。

60歳～64歳で在職中（厚生年金保険加入中）に受ける特別支給の老齢厚生年金は、賞与込みの月収である総報酬月額相当額と老齢厚生年金（月額）の合計に応じて支給が停止されます。

次のA、Bに入る数字は何でしょうか。

- 令和4年3月までは、合計した額が 万円以下だと年金は全額支給され、 万円を超えると超えた額に応じて年金が支給停止されます。
- 令和4年4月からは、 万円の基準が 万円に引き上げられ、65歳以上で在職中の年金調整と同じしくみになります。

出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

ご応募は！

12月号のクイズの答え

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤ご感想・ご意見等を記入の上、2022年3月31日（木）までに下記までご応募ください。

正解者多数の場合、抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。（景品の発送をもって発表にえさせていただきます。）

ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1番2号

和歌山ビッグ愛5階

一般財団法人和歌山県社会保険協会



正解は、A → 2、B → 20でした。

会社などを退職して被保険者資格を喪失したときは、資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があれば、ご本人の希望により、資格喪失日から20日以内に住所地を管轄する協会けんぽ支部へ「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すれば、継続して2年間被保険者となることができます。

※扶養されているご家族がおられる場合は、「被扶養者届」も一緒に提出します

※健康保険組合に加入していた方は、その組合に手続きをします

保険料は、退職された時の標準報酬月額（上限は30万円）によって決定されます。事業所に勤務されていた時は、被保険者と事業主の折半で健康保険料を負担していましたが、任意継続被保険者の保険料は全額自己負担となります。

詳しくは全国健康保険協会HPをご覧ください。（右記QRコードからアクセスできます）



ボウリング無料券配付の休止について

これまで、当協会よりボウリング無料券（1ゲーム）をお申込みいただいた方々に送付しておりましたが、諸般の事情により令和4年1月～令和4年12月の無料券の送付について休止することになりました。

会員事業所の皆様には、ご迷惑をお掛けしますが何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は右記QRコードからもご覧いただけます。

